

徴収金額表

世帯の区分		徴収月額	加算月額
A 世帯	世帯を構成する未熟児又はその扶養義務者（当該未熟児と世帯を一にしない扶養義務者であつて、現に当該未熟児を扶養しているものを含む。以下「構成員」という。）のいずれかが生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項の規定による支援給付若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）附則第 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項の規定による支援給付を受ける者である世帯（市長が定めるものを除く。以下「被保護世帯等」という。）	円 0	円 —
B 世帯	被保護世帯（以下「市町村民税非課税世帯」という。）	2,600	260
C 世帯	世帯構成員のいずれかが当該年度の市町村民税を課せられている構成員の市町村民税の額が均等割の額のみである世帯	5,400	540
D 1 世帯	等度分の市町村民税を課せられている構成員の当該年度の所得割の額の合計額（以下「所得割合計額」という。）が 15,000 円以下である世帯	7,900	790
D 2 世帯	の世帯所得割合計額が 15,001 円以上 21,000 円以下である世帯	10,800	1,080
D 3 世帯	所得割合計額が 21,001 円以上 51,000 円以下である世帯	16,200	1,620
D 4 世帯	所得割合計額が 51,001 円以上 87,000 円以下である世帯	22,400	2,240
D 5 世帯	所得割合計額が 87,001 円以上 171,300 円以下である世帯	34,800	3,480
D 6 世帯	所得割合計額が 171,301 円以上 252,100 円以下である世帯	49,400	4,940

D 7 世帯	所得割合計額が 252,101 円以上 342,100 円以下である世帯	65,000	6,500
D 8 世帯	所得割合計額が 342,101 円以上 450,100 円以下である世帯	82,400	8,240
D 9 世帯	所得割合計額が 450,101 円以上 579,000 円以下である世帯	102,000	10,200
D10 世帯	所得割合計額が 579,001 円以上 700,900 円以下である世帯	123,400	12,340
D11 世帯	所得割合計額が 700,901 円以上 849,000 円以下である世帯	147,000	14,700
D12 世帯	所得割合計額が 849,001 円以上 1,041,000 円以下である世帯	172,500	17,250
D13 世帯	所得割合計額が 1,041,001 円以上 1,222,500 円以下である世帯	199,900	19,990
D14 世帯	所得割合計額が 1,222,501 円以上 1,423,500 円以下である世帯	229,400	22,940
D15 世帯	所得割合計額が 1,423,501 円以上である世帯	全額	全額の 10 分の 1 に相当する額。ただし、その額が 26,300 円に満たない場合は、26,300 円